

公募資料等 正誤表

対象箇所	誤（公表版）	正（修正後）
別添資料 2 設計及び工事監理業務 要求水準書 8頁 （5）工事監理者の選定・書類の提出	事業者は、建築基準法第5条の4及び建築士法第2条第7項に基づき工事監理者を選定し、	事業者は、建築基準法第5条の <u>6</u> 及び建築士法第2条第 <u>8</u> 項に基づき工事監理者を選定し、
別添資料 2 設計及び工事監理業務 要求水準書 19頁 5 工事監理業務	事業者は、本施設の建設に関し、建築基準法第5条の4及び建築士法第2条第7項に基づき工事監理業務を実施すること。	事業者は、本施設の建設に関し、建築基準法第5条の <u>6</u> 及び建築士法第2条第 <u>8</u> 項に基づき工事監理業務を実施すること。